

第5回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
認定第 1号	令和4年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について		3
認定第 2号	令和4年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について		5
認定第 3号	令和4年度高梁市水道事業特別会計決算認定について		7
認定第 4号	令和4年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について		9
議案第60号	高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例		11
議案第61号	高梁市消防団条例の一部を改正する条例		13
議案第62号	高梁市火災予防条例の一部を改正する条例		15
議案第63号	高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例		25
議案第64号	高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例		27
議案第65号	令和5年度高梁市一般会計補正予算(第4号)		
議案第66号	令和5年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
議案第67号	令和5年度高梁市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
議案第68号	令和5年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算(第1号)		

令和4年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度高梁市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和4年度高梁市一般会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市畑地かんがい事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市地域開発事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市巨瀬財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市宇治財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度高梁市有漢財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

認定第2号

令和4年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

令和4年度高梁市水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度高梁市水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

令和4年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度高梁市下水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例（平成30年高梁市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提 案 理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から令和7年3月31日までに、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p>	<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から5年以内に、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p>

高梁市消防団条例の一部を改正する条例

高梁市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市消防団条例の一部を改正する条例

高梁市消防団条例（平成16年高梁市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1,400人」を「1,200人」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市消防団員の定数の適正化を図るため。

(参考)

高梁市消防団条例新旧対照表

改正案	現行
(定員) 第4条 団員の定数は、 <u>1,200人</u> とする。	(定員) 第4条 団員の定数は、 <u>1,400人</u> とする。

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例

高梁市火災予防条例（平成16年高梁市条例第280号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第14条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第14条の2第1項第4号」に改める。

第50条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15	15注	
	燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0	
	固体	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	

体 外	燃 料	木炭を燃料と 燃 するもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
の	上記に分類されないも の		使用温度が80 0℃以上のもの	—	250	200	30	20
							0	0
				—	150	100	20	10
							0	0
			使用温度が30 0℃未満のもの	—	100	50	10	50
			使用温度が30 0℃未満のもの	—	100	50	10	50

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の高梁市火災予防条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第1項第4号（新条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第16条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、

適用しない。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市火災予防条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(変電設備)</p> <p>第14条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第14条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>キュービクル式のもの</u>にあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1)～(3) 略

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第16条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第14条の2第1項第4号の規定を準用する。

(1)～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第16条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用す

(火を使用する設備等の設置の届出)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) 略

(16) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)・(18) 略

別表第1(第2条、第22条関係)

種類				離隔距離(cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(略)										
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	組込型こ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				んろ・グ						
				リル付こ						
				んろ・グ						
				リドル付						
こんろ、										
キャビネ										
ット型こ										
んろ・グ										
リル付こ										

る。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) 略

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) 略

別表第1(第2条、第22条関係)

種類				離隔距離(cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(略)										
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	組込型こ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				んろ・グ						
				リル付こ						
				んろ・グ						
				リドル付						
こんろ、										
キャビネ										
ット型こ										
んろ・グ										
リル付こ										

		んろ・グ リドル付 こんろ					
		据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15 注	15 注
不 燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	0	0
		据置型レ ンジ	21kW以下	80	0	0	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃 炭火焼き 器 もの	—	100	50	50	50

		んろ・グ リドル付 こんろ					
		据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15 注	15 注
不 燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	0	0
		据置型レ ンジ	21kW以下	80	0	0	0
		上記に分類され ないもの	使用温度 が800℃ 以上のも の	—	250	200	300 200

	不燃物	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	＝	80	30	＝	30
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		＝	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		＝	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの		＝	100	50	100	50
(略)								

備考

1～3 略

	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	＝	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	＝	100	50	100	50
(略)						

備考

1～3 略

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（平成 1 6 年高梁市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	高梁市立宇治小学校	高梁市宇治町宇治 1 6 8 1 番地 2
〃	高梁市立松原小学校	高梁市松原町春木 6 8 3 番地 2

」を

「

〃	高梁市立宇治小学校	高梁市宇治町宇治 1 6 8 1 番地 2
---	-----------	-----------------------

」に

改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立松原小学校を高梁市立高梁小学校へ統合するため。

(参考)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
"	高梁市立宇治小学校	高梁市宇治町宇治1681番地2	"	高梁市立宇治小学校	高梁市宇治町宇治1681番地2
"			"	高梁市立松原小学校	高梁市松原町春木683番地2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月8日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例（平成16年高梁市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市立松原幼稚園の項及び高梁市立落合幼稚園の項を削る。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表高梁市立松原幼稚園の項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立松原幼稚園及び高梁市立落合幼稚園を廃園とするため。

(参考)

高梁市立幼稚園条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
幼稚園の名称	位置	幼稚園の名称	位置
(略)		(略)	
高梁市立宇治幼稚園	高梁市宇治町宇治1677番地	高梁市立宇治幼稚園	高梁市宇治町宇治1677番地
高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地	高梁市立松原幼稚園	高梁市松原町春木683番地2
		高梁市立落合幼稚園	高梁市落合町阿部1682番地
		高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地

